

様式第二号の八(第八条の四の五関係) ※1,000 t 以上の様式

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 6 日	
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県甲府市中央 4－1 2－2 5	
氏 名 株式会社関電工 西関東営業本部 山梨支店	
支 店 長 津 島 幸 久	
電話番号 0 5 0－3 1 8 6－2 8 5 7	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社関電工 西関東営業本部 山梨支店
事 業 場 の 所 在 地	山梨県甲府市中央 4－1 2－2 5
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	建設業 設備工事業
②事 業 の 規 模	完成工事高 8, 4 8 7 百万円 (令和 6 年 3 月末 時点)
③従 業 員 数	2 1 2 名 (令和 6 年 3 月末 時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙：表－1 の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) (株)関電工 西関東営業本部 山梨支店長 安全グループ (環境管理者) 業務部 営業部 設備工事事務 内線施工チーム(環境実務担当者) 社会インフラ工事事務 通信施工チーム(環境実務担当者) 社会インフラ工事事務 工務施工チーム(環境実務担当者) 社会インフラ工事事務 配電線チーム(環境実務担当者) 社会インフラ工事事務 地中配電線チーム(環境実務担当者) 荻崎営業所 勝沼工事事務所 吉田営業所			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙：表－2の通り	
	排 出 量	同 上	
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の分別を推進する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙：表－2の通り	
	排 出 量	同 上	
	(今後実施する予定の取組) ・ 分別の推進を継続強化する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：廃プラ、紙くず、木くず、金属くず、がれき類、その他 取組：必要スペースを確保し、種類を表示する		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様に取り組みを継続する		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙：表－2の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	(これまでに実施した取組)		
	・電子マニフェスト導入業者への委託		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙：表－2の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙：表－2の通り	
	(今後実施する予定の取組) ・前年に引き続き、電子マニフェスト導入業者への委託推		
※事務処理欄			

産業廃棄物処理排出の抑制に関する事項（全体）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 (工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物)	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
2023年度(令和5年)実績	7.330		2.062	24.643		2.350		1.450	1.280	3,181.682	52.290	1.000	1.514	3,275.601
2024年度(令和6年)計画	13.000		2.000	19.000		5.000		3.000	2.000	3,763.000	42.000	1.000	2.000	3,852.000

【２０２３年度（令和５年）】

産業廃棄物処理の委託に関する事項【実績】（全体）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 (工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物)	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
全処理委託量	7.330		2.062	24.643		2.350		1.450	1.280	3,181.682	52.290	1.000	1.514	3,275.601
優良認定処理業者処理委託量	0.010			17.793		1.730		0.660	1.280	61.630	51.030		1.371	135.504
再生利用業者処理委託量	7.330		2.062	24.643		2.350		1.450		3,181.682	27.010		1.514	3,248.041
認定熱回収業者処理委託量														
認定以外熱回収業者処理委託量														

産業廃棄物処理の委託に関する事項【実績】（甲府市のみ）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 (工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物)	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
全処理委託量	2.160		0.390	4.893		0.010		0.260		877.190	16.660		1.120	902.683
優良認定処理業者処理委託量				4.883				0.260		3.810	16.660		1.092	26.705
再生利用業者処理委託量	2.160		0.390	4.893		0.010		0.260		877.190	16.660		1.120	902.683
認定熱回収業者処理委託量														
認定以外熱回収業者処理委託量														

産業廃棄物処理の委託に関する事項【実績】（甲府市を除く）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 (工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物)	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
全処理委託量	5.170		1.672	19.750		2.340		1.190	1.280	2,304.492	35.630	1.000	0.394	2,372.918
優良認定処理業者処理委託量	0.010			12.910		1.730		0.400	1.280	57.820	34.370		0.279	108.799
再生利用業者処理委託量	5.170		1.672	19.750		2.340		1.190		2,304.492	10.350		0.394	2,345.358
認定熱回収業者処理委託量														
認定以外熱回収業者処理委託量														

【２０２４年度（令和６年）】

産業廃棄物処理の委託に関する事項【計画】（全体）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 (工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物)	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
全処理委託量	13		2	19		5		3	2	3,763	42	1	2	3,852
優良認定処理業者処理委託量	0		0	19		5		3	2	80	42	0	2	153
再生利用業者処理委託量	13		2	19		5		3	2	3,763	42	1	2	3,852
認定熱回収業者処理委託量														
認定以外熱回収業者処理委託量														

産業廃棄物処理の委託に関する事項【計画】（甲府市のみ）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 (工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物)	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
全処理委託量	4			4				1		941	13		1	964
優良認定処理業者処理委託量	0			4				1		10	13		1	29
再生利用業者処理委託量	4			4				1		941	13		1	964
認定熱回収業者処理委託量														
認定以外熱回収業者処理委託量														

産業廃棄物処理の委託に関する事項【計画】（甲府市を除く）

【産業廃棄物】														単位：t
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類 （工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた不要物）	建設混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	合計
全処理委託量	9		2	15		5		2	2	2,822	29	1	1	2,888
優良認定処理業者処理委託量	0		0	15		5		2	2	70	29	0	1	124
再生利用業者処理委託量	9		2	15		5		2	2	2,822	29	1	1	2,888
認定熱回収業者処理委託量														
認定以外熱回収業者処理委託量														

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

【特別管理廃棄物】 単位：t				
燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害産業廃棄物 廃石綿等（飛散性）	特定有害産業廃棄物 廃P C B等	合計

備考

(第1面)～(第5面)について(法で定める事項)

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。